

しゅさい おおさかべんごしかい  
主催：大阪弁護士会

ねん がつ にち  
2019年1月30日(水)

ごぜん じ ごご じ  
午前10時～午後4時

しょうがいしゃ への『きょうせいふにんしゅじゅつ』ひがいしゃ  
障がい者への『強制不妊手術』被害者

でんわそうだん  
電話相談

きゅうゆうせいほごほう ぼたいほごほう ぜんしん ほうりつ  
旧優生保護法とは、母体保護法の前身にあたる法律です。

ゆうせいじょう けんち ふりょう しそん しゅっしょう ぼうし もくてき いでんせい せいしんしっかん  
「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的として、遺伝性の精神疾患  
ゆう にんてい かたなど たい きょうせいふにんしゅじゅつなど おこな  
を有する（と認定された）方等に対し、強制不妊手術等が行われました。

くに たい しゃざい ほしょう もと ぜんこく きゅうゆうせいほごほう きょうせいふにんしゅじゅつ う  
国に対する謝罪と保障を求めるべく、全国で、旧優生保護法のもと強制不妊手術を受けさ  
せられた被害者の方を原告とする、国家賠償請求訴訟も提起されています。被害者に対する  
ほしょうほう さくてい ぎろん はじ  
補償法の策定についての議論も始まっています。

このような動きを契機に、今まで被害を訴えることのできなかった方々の声を聞くため、  
でんわそうだん じっし きゅうゆうせいほごほう のぞ ふにんしゅじゅつ じんこうにんしんちゅうぜつしゅじゅつ う  
電話相談を実施します。旧優生保護法のもと、望まない不妊手術や人工妊娠中絶手術を受  
けた方・そのご家族、ご友人の方等、どなたでもご相談ください。

でんわ しょうだん  
電話によるご相談（※通話料がかかります。）

ごぜん じ ごご じ  
午前10時～午後4時

06-6311-2620

ちょうかく しょう かた でんわ そうだん こんなん ばあい ふあつくす そうだん う  
聴覚に障がいのある方などで電話での相談が困難な場合はファックスによるご相談もお受けします。

ほんごう  
ファックス番号：06-6364-1252

かいとう にっすう よう ばあい  
※ 回答までには日数を要する場合があります。

なまえ かいとうさき ばんごう めいき そうしん  
※ お名前、回答先ファックス番号を明記して送信してください。

（できるだけ大阪弁護士会ホームページ掲載のファックス用相談フォームをご利用ください。）

